

No.	分類	問合せ内容	回答
1	実施概要	なぜ被扶養者資格の再確認作業を行うのですか？	協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しています。
2	実施概要	解除となる被扶養者の届出をせず、被扶養者のままにしておくとどうなるのですか？	高齢者の医療費は、税金、事業主や本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者制度からの拠出金等（加入者のみなさまが納められた保険料によるものです）により賄われています。 被扶養者の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、その被扶養者の方の分についても協会けんぽの拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、みなさまの保険料負担も増えることがあります。
3	実施概要	被扶養者資格再確認を行ったことにより、どのくらいの被扶養者が削除となるのですか？	令和6年度の実施効果として、被扶養者から解除された方は全国で約6.4万人となりました。
4	実施概要	被扶養者状況リストはいつ頃届きますか？また、提出期限はいつですか？	令和7年11月上旬～中旬に届きます。 被扶養者状況リストの提出期限は、令和7年12月12日（金）です。
5	実施概要	被扶養者資格再確認は全員の被扶養者が対象ですか？	今回の資格再確認は、令和7年9月13日現在で協会けんぽの被扶養者となっている方のうち、以下に該当する方に送付しております。 ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方 ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（直近で認定された方を除く） <b>※再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。</b>
6	実施概要	被扶養者の要件について、昨年の再確認業務からの変更点はありますか？	その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の被扶養者（被保険者の配偶者を除く）の収入要件が、従来の「130万円未満」から「150万円未満」に変更されました。（令和7年10月1日より適用）  また、厚生労働省の通知に基づき令和5年から開始された、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、収入要件を超過していても扶養のままとなる取扱いについては、連続2回までとなっています。そのため、一時的に収入が増加している状態が3年連続している場合は、扶養解除の手続きが必要となります。
7	実施概要	なぜ今年度は対象となる被扶養者を限定しているのですか？	原則として、すべての被扶養者を対象に扶養要件を満たしているかの再確認を行う必要がありますが、実際には扶養認定時から状況が変更となっていない方で多くいらっしゃいます。 そうした現状を踏まえ、今年度の被扶養者資格再確認においては、扶養解除となる可能性が高い方（No.5の回答参照）に限定してお送りしております。
8	確認方法	どのように被扶養者資格の再確認業務を行うのですか？	事業主様より被保険者の方に対して、以下の観点に基づき被扶養者認定要件を満たしているかどうかのご確認をいただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。 ①他の健康保険の資格と重複して加入していないか (例) 被扶養者が就職したが扶養解除手続きを行っていない、同一の被扶養者の名前が被扶養者状況リストに重複して記載されている等 ②同居が必要な続柄の者が別居していないか (例) 配偶者の父母を扶養に入れているが別居している等 ③被扶養者の年収が収入要件を満たしているか (例) (同居の場合)年収が130万円は未満だが被保険者の年収の半分以上である等  詳細な確認方法については、リーフレットをご参照ください。 また、文書により確認する場合にご使用いただける「被扶養者資格再確認調査票」を協会けんぽホームページに掲載していますので、ご活用ください。
9	確認方法	被扶養者状況リストに名前がない従業員がいるのはなぜですか？	被扶養者がいない方、または以下に該当する被扶養者がいない方は対象外となります。 ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方 ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（直近で認定された方を除く） ④令和7年9月13日以降に被扶養者として追加された方
10	確認方法	資格重複確認は、どのように行えばいいですか？	他の健康保険の資格を有していないか、聞き取りを行ってください。新しい健康保険の資格を有している場合は、資格情報のお知らせや資格確認書にて確認を行ってください。
11	確認方法	世帯分離により住民票が分かれているが、実態としては同居である場合、同居扱いになりますか？	実態として同居をしていれば同居の扱いとなります。
12	確認方法	別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送りを行っていることの確認が必要なのですか？	被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入（仕送り）によって成り立っていることを確認する必要があります。 仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送り額が少ないなどの場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められることになります。
13	確認方法	仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類とは具体的にどのようなものですか？	直近の仕送りを行った際の預貯金通帳や現金書留の控えのコピー（送金者名・受取人名・仕送り額が確認できるもの）等で確認してください。 なお、事業主が確認を行った後の書類の提出は不要です。
14	確認方法	預貯金通帳のコピーを事業主へ提出しますが、仕送りと関係のない箇所は見られたくないありません。	仕送りの確認書類として預貯金通帳の写し等を事業主に提出する場合、仕送りと関係のない箇所についてはマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。
15	確認方法	仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類は1年分を確認する必要がありますか？	直近1か月分で差し支えありません。
16	確認方法	自営業の場合、どのように確認を行えばいいですか？	自営業の方の年収は、年間総収入から必要経費を差し引いた額となります。 ※必要経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要な経費であり、それ以外の費用は差し引くことはできません。
17	確認方法	単身赴任中で被保険者名義の口座を被扶養者と共有しており、仕送り額を確認できる書類がありません。	給与振込口座の入出金明細を証明書類としてください。 事業主は、被保険者の口座から被扶養者がお金していること等をご確認ください。
18	確認方法	「130万円の壁」「年収の壁・支援強化パッケージ」とは何ですか？	「130万円の壁」とは、年収が130万円（被扶養者が60歳以上または障害年金を受ける程度の障がいを有する者の場合は180万円）を超えた場合に、国民年金等の加入によることによって扶養から外れ、結果的に手取りが減ってしまう可能性がある基準のことを言います。 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、この130万円の壁を超えて働いても手取りが減らないようにするための施策です。「130万円の壁」に対しては、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる特例措置があります。 <b>ただし、この特例措置は連続2回までのため、一時的に収入が増加している状態が3年連続している場合は扶養解除の手続きが必要となります。</b>
19	確認方法	一時的に収入が増加し、年収が130万円を超てしまいそうです。この場合、扶養解除となりますか？	人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入の増加であれば、扶養解除の必要はありません。 その場合、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主証明を提出してください。ただし、一時的に収入が増加している状態が3年連続している場合は扶養解除の手続きが必要となります。 なお、基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

20	確認方法	「年収の壁・支援強化パッケージ」の具体的な手続きを教えてください。	人手不足による労働時間の延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」に☑チェックをしたうえで、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』を被扶養者状況リストに添付してご提出ください。
21	確認方法	海外赴任をしている夫（被保険者）がおり、日本に妻・子（被扶養者）が生活している場合、「別居」扱いとなりますか？	「別居」となります。そのため、仕送り額等の確認が必要です。
22	確認方法	海外に住んでいて日本に住民票がない被扶養者がいる場合、引き続き被扶養者となる人とは、どのような人ですか？また、どのような証明書類が必要となりますか？	海外特例要件に該当している方が被扶養者となります。 ※国内に住民票があっても、日本国籍を有せず「特定活動（医療目的）」や「特定活動（長期観光）」で滞在する方は被扶養者となることはできません。 ●海外特例要件と証明書類は以下の通りとなります。 ① 外国において留学をする学生（留学） →査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し ② 外国に赴任する被保険者に同行する家族（同行家族） →査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し ③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族（特定活動） →査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し ④ 被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族（海外婚姻等） (被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど) →出生や婚姻等を証明する書類等の写し ⑤ 上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族 →個別に判断
23	確認方法	海外特例要件に該当する場合、留学の期間は問わないのですか？	問いません。
24	確認方法	留学後、現地で就職する場合は、海外特例要件に該当しますか？	該当しません。留学後、現地（海外）で就職する場合は、雇用関係が生じた時点から、「留学」という渡航目的から外れるため、扶養解除のお手続きが必要です。
25	確認方法	留学に同行する家族は、海外特例要件に該当しますか？	「留学へ同行」という渡航目的に照らし、国内居住要件の例外として認められます。
26	確認方法	学生の奨学金は収入に含まれますか。	貸与型の奨学金は収入に含まれませんが、給付型の奨学金は収入に含まれる場合があります。
27	確認方法	被扶養者状況リストの統柄欄に「その他」と記載されているのですが、具体的にどのような統柄なのですか？	「被保険者の配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の統柄を「その他」と記載しています。
28	確認方法	被扶養者情報を紙ではなく、データで提供していただけませんか？	希望された事業主様へCD-RまたはDVD-Rを送付させていただきますので、専用のコールセンター（0570-020-024）までご連絡ください。
29	確認方法	既に退職や扶養解除のため、年金事務所へ届出済みですが、被扶養者状況リストに記載されているのはなぜですか？	令和7年9月13日時点のデータにて印刷しているため、その直前に日本年金機構（事務センター）へ「被保険者資格喪失届」や「被扶養者異動届」を提出していただいた場合で、9月13日時点で事務センターで処理が終わっていない方については印字がされています。その際はリストの「日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）のうえ、届出日をご記入ください。 ※届出を提出して数ヶ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、恐れ入りますが管轄の年金事務所へご確認をお願いします。
30	記入方法	被扶養者状況リストにはどのように記入したらいいですか？	① 確認の結果、被扶養者から解除される場合 →「□被扶養者調書兼異動届を添付」欄に☑（チェック）をしてください。 併せて、解除される被扶養者の「被扶養者調書兼異動届（解除用）」（同封）を記入し、該当被扶養者の資格確認書・被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等をお持ちの場合は添付してください。 ② 「被保険者資格喪失届」、「被扶養者（異動）届」を日本年金機構（事務センター）へ提出済みの場合 →「□日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）のうえ、届出日を記入してください。 ③ 上記①、②のいずれにも該当しない場合 →「□変更なし」欄に☑（チェック）してください。
31	記入方法	被扶養者調書兼異動届（解除用）の「扶養でなくなった日」の基準を教えてください。	扶養でなくなった日は事由により次のとおりとなります。 ① 収入増加・・・事実発生日（例：時給が上がった日）※日付が不明な場合は、申出日を記入 ② 就職・・・就職年月日 ③ 死亡・・・死亡日の翌日 ④ 離婚・・・離婚年月日 ⑤ 75歳到達・・・75歳の誕生日 ⑥ 海外特例要件非該当・・・事実発生日 (ただし、令和2年4月1日時点で海外特例要件に該当していない場合は令和2年4月1日) ⑦ その他扶養者要件を満たさない場合・・・事実発生日 ※日付が不明な場合は、申出日を記入
32	記入方法	現在、被扶養者に認定されているが、送付されてきた「被扶養者状況リスト」に記載されていない者がいます。追記しなければなりませんか？	追記の必要はありません。
33	記入方法	提出書類（被扶養者状況リスト・被扶養者調書兼異動届等）を書き間違えました。どうしたらいいですか？	訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。
34	記入方法	被扶養者状況リストに印字されている氏名や生年月日・統柄等がまちがっていますが、どうすればいいですか？	日本年金機構（事務センター）へ誤りのある箇所の訂正のお届けをお願いします。 この被扶養者状況リストに正しい氏名等を記入いただいても変更は行われません。 また、同封の「被扶養者調書兼異動届（解除用）」での変更（訂正）もできないため、通常の被扶養者異動届にて日本年金機構（事務センター）へお手続きください。 手続き方法については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
35	記入方法	従業員が多く、被扶養者状況リストが複数枚になるが、リスト全てに事業主欄の記入が必要ですか？	被扶養者状況リストが複数枚となる場合には、事業所名称等の記入は1枚目のみで差し支えありません。
36	記入方法	以下の内容に変更があった場合、被扶養者状況リストの事業主欄はどのように記入すればいいですか？ ・事業所所在地 ・事業所名称 ・事業主氏名	変更後の情報でご記入ください。 なお、変更の届出がお済みでない場合は、日本年金機構（事務センター）にてお手続きをお願いします。（リストに新しい情報を記入いただいても登録された事業所情報は更新されません）
37	提出方法	被扶養者状況リストの提出時、添付書類は必要ですか？	原則として、提出不要です。なお、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加により年収が130万円以上となる場合のみ、人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動である旨の事業主証明の添付が必要です。

38	提出方法	提出期限までに一部の扶養家族について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいですか？	全対象者の確認を終えたうえで、ご提出をお願いいたします。 なお、期限（令和7年12月12日）までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。
39	提出方法	返信用封筒には、協会けんぽに提出する別の申請書（保険給付申請や任意継続被保険者の申請書）を同封して良いですか？	返信用封筒は被扶養者資格再確認の書類（被扶養者状況リスト・被扶養者調査兼異動届）のみにご使用いただき、それ以外の申請書等は別途ご加入の支部へご送付ください。 <b>万が一、被扶養者資格再確認以外の申請書等を返信用封筒により送付してしまった場合、郵便私書箱（東京都内）宛となることから、支部への到着に通常よりも大幅にお時間をいただきますので、ご注意ください。</b>
40	提出方法	郵便物を確認するのが遅くなり、すでに提出期限を過ぎてしまいました。どうすればいいですか？	すみやかにご提出ください。
41	提出方法	昨年度から変更がない場合は被扶養者リスト等を提出しなくても良いですか。	保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、被扶養者状況の変更の有無にかかわらず毎年ご提出いただく必要があります。
42	提出方法	レターパックなどの到着確認が必要な郵便物で送付する場合の宛先、連絡先電話番号はどのようにになりますか。	宛先は返信用封筒に記載の通りとなります。 宛先：〒119-0173 日本郵便株式会社 銀座郵便局 郵便私書箱第155号 全国健康保険協会 令和7年度被扶養者資格再確認事務局 電話番号：「0570-020-024」
43	提出方法	被扶養者状況リストを開封時、破損（切れてしまった・破れてしまった）した場合、テープ補修にて提出してもよいですか？	テープ等で補修していただき、ご提出いただいて差し支えありません。
44	提出方法	被扶養者調査兼異動届（解除用）の提出先はどこですか？	当協会へご提出ください。 なお、扶養解除の手続きをお急ぎの場合は、リーフレット6ページ目をご確認ください。
45	提出方法	同封されている被扶養者調査兼異動届（解除用）はどのような時に使用するのですか？	被扶養者資格再確認の結果、解除となる被扶養者がいる場合は、同封されている「被扶養者調査兼異動届（解除用）」をご記入の上、お持ちの場合は該当被扶養者の資格確認書・被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等を添付して提出してください。 (令和7年12月2日以降、被保険者証は自己廃棄していただいて差し支えありません。)  《提出にあたっての注意事項》 ○被扶養者調査兼異動届（解除用）は被保険者単位となっていますので、解除となる被扶養者がいる被保険者の方が複数いる場合は、該当する枚数分の提出が必要となります。  ○当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時（解除）専用となっていますので、被扶養者の方の追加や氏名変更等にはご使用いただけません。追加や氏名変更の場合は、通常の被扶養者異動届にて日本年金機構（事務センター）へお手続きをお願いします。
46	提出方法	日本年金機構（事務センター）に直接「被扶養者調査兼異動届（解除用）」を提出しても問題ありませんか？	被扶養者状況リスト及び被扶養者調査兼異動届（解除用）の提出先は協会けんぽになります。同封の返信用封筒でご提出をお願いします。 なお、日本年金機構の様式である被扶養者（異動）届をご使用いただくことで、日本年金機構（事務センター）へ直接ご提出していただくことも可能となります。その際、被扶養者状況リストについては「日本年金機構へ届出済」に☑チェックしていただき、届出日を記入してください。
47	提出方法	解除する者の被保険者証または資格確認書が、以下の理由で被扶養者調査兼異動届（解除用）に添付できない場合、どうしたらいいですか？ ・紛失してしまった ・回収に時間がかかる 等	●被保険者証の場合 (令和7年12月1日まで) 「健康保険被保険者証回収不能届」を日本年金機構のホームページよりダウンロードしていただき、ご記入のうえ、添付してください。 (令和7年12月2日以降) 被保険者証は自己廃棄していただいて差し支えありません。 ●資格確認書の場合 「健康保険資格確認書回収不能届」を日本年金機構のホームページよりダウンロードしていただき、ご記入のうえ、添付してください。  ※被扶養者調査兼異動届（解除用）の提出後に回収された被保険者証及び資格確認書については、その旨がわかるようにメモ等を添付したうえで、協会けんぽ都道府県支部へ返却をお願いいたします。
48	その他	マイナンバーによる情報連携は、どのような根拠で実施しているのですか。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づき実施しています。協会けんぽは、同法別表第一に掲げる事務の処理に関して個人番号を利用できるとされており、市町村長や保険者等の個人番号利用事務実務者は当該事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できることとされています。
49	その他	関係会社が数社あり、被扶養者状況リスト等が届いている事業所と届いていない事業所がありますが、どうしてですか？	今年度は、扶養解除の可能性の高い以下の方に絞ってリストをお送りしております。 ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方 ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（直近で認定された方を除く） 再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストは送付されませんので、ご了承ください。
50	その他	営業所が離れているため、別々に送付していただけますか？	申し訳ございませんが、適用事業所単位での送付となります。
51	その他	事業所が閉鎖・倒産している場合、どのようにすればよいですか？	該当の事業所が閉鎖・倒産した旨のメモを添付のうえ、被扶養者状況リストの提出をお願いします。 なお、日本年金機構への届出がお済みでない場合は、資格喪失届と全喪届を日本年金機構（事務センター）へご提出ください。
52	その他	被扶養者状況リストを紛失したので、再度送付してもらえませんか？	改めて送付いたしますので、専用のコールセンター（0570-020-024）までご連絡ください。
53	その他	リーフレットを追加で送ってもらえますか？	協会けんぽホームページより、ダウンロードしていただくようお願いいたします。
54	その他	被扶養者調査兼異動届（解除用）が足りませんが、どうすればよいですか？	協会けんぽホームページより、ダウンロードしていただくようお願いいたします。
55	その他	社会保険労務士への送付とはどういうものですか？	社会保険労務士の依頼により「被扶養者状況リスト」を事業主へ送付せず、社会保険労務士に送付する方法です。その場合、社会保険労務士は、事前に事業主から承諾を得たうえで、協会支部へ誓約書を提出する必要があります。 ※令和7年度については社会保険労務士宛に送付を希望される場合は、令和7年8月8日（金）までに誓約書等を協会支部へ提出することになっています。
56	その他	社会保険労務士が複数事業所分の被扶養者状況リスト等を取りまとめて送付する場合、1つの封筒にまとめて送付していいですか？	事業所単位でお送りください。（事業所単位で送付する返信用封筒（協会事務局私書箱）をご使用ください。） ※回収後の被扶養者状況リストなどは、事業所単位で書類審査を行うことから、円滑な事務処理にご協力をお願いいたします。
57	その他	被扶養者状況リストを提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか？	結果通知は送付しませんのでご了承ください。なお、被扶養者調査兼異動届（解除用）を提出した場合は、日本年金機構より被扶養者（異動）決定通知書が送付されます。

58	その他	「被扶養者調書兼異動届（解除用）」を協会あてに提出した場合、「被扶養者（異動）決定通知書」はいつ頃届きますか？	ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届（解除用）は、協会けんぽでの内容確認および日本年金機構（事務センター）での審査・入力処理がありますので、 <b>通知書の発送までに1ヶ月～2ヶ月程度お時間をいただくことになります。</b> お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を日本年金機構（事務センター）へ直接ご提出ください。なお、通常の被扶養者異動届を日本年金機構（事務センター）へ提出される場合、被扶養者状況リストについては「日本年金機構へ届出済」に☑（チェック）のうえ、届出日を記入してください。 また、電子申請も可能です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。
59	その他	日本年金機構から発行された被扶養者（異動）決定通知書は、国民健康保険加入手続の際に資格喪失証明として使用できますか？	加入先の市区町村へお問い合わせください。
60	その他	国民年金第3号被保険者が被扶養者から解除となる場合、別に国民年金の届出が必要となるのですか？	国民年金第3号被保険者である方が、健康保険の被扶養者から解除されるときは、健康保険被扶養者調書兼異動届の他に、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金第1号被保険者となる場合は、住民票のある市区町村役場にて手続きを行う必要があります。詳しくは、市区町村役場の国民年金担当または管轄の年金事務所にお問い合わせください。
61	その他	既に退職していますが、日本年金機構（事務センター）への届出がもれています。	「被保険者資格喪失届」の届出がお済みで無い場合は、日本年金機構（事務センター）に届出をお願いいたします。なお、被扶養者状況リストには「日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）のうえ、届出日をご記入ください。 ※記入時点・提出時点でも退職していないが退職予定⇒「変更なし」欄に☑（チェック） ※記入時点では在職しているが、提出時点では退職⇒「届出済み」欄に☑（チェック）
62	その他	所得税法上の扶養となっている者についても確認が必要ですか？	所得税法上の扶養と健康保険の扶養では、要件が異なるため、確認が必要です。  ※所得税法上の被扶養者とは「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載している方のことです。詳しくは最寄りの税務署にご確認いただくか、国税庁のホームページをご覧ください。  国税庁HP参照 < <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm</a> >
63	その他	16歳未満の場合でも収入要件を確認する必要がありますか？	16歳未満の場合は収入要件の確認は不要です。資格重複、同居要件のみ確認をお願いします。